

スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本バイアスロン連盟（以下「本連盟」という。）倫理規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談等に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

(体 制)

第2条 相談窓口は本連盟事務局の下に置き、担当を専務理事（欠くときは会長及び副会長）とし、その事務は本連盟事務局が所掌する。

(対象の範囲)

第3条 相談窓口は、本連盟倫理規程第3条に定める行為を対象とする。

(相談者の範囲)

第4条 相談者は、本連盟登録者及びその関係者等（親族・知人・所属する団体と一定の関係を有する者等をいう。）とする。

(利用方法)

第5条 相談の申込方法は、電子メール及び書面とし、相談方法は電子メール、電話及び面会とする。

2. 本連盟は、前項の利用方法について、連盟公式ホームページに登載する等の方法により周知徹底を図るものとする。
3. 相談窓口では、相談者（相談者が被害者等本人でない場合にあつては被害者等本人を含む。以下同じ。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進める。
4. 相談窓口は、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先、相談内容を把握する。
5. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。
6. 相談者の連絡先が確保できないこと等によって、本連盟が本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、本連盟はその責務を免除されるものとする。
7. 相談窓口は、相談等を受けた場合、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応を講じるものとする。

(対応手順)

第6条 対応手順については別に定める。

(情報の保護)

第7条 本連盟及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口へ寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報含む。）を秘密として保持し他に漏らしてはならない。

2. 本連盟は、相談窓口を外部に委託する場合、当該相談窓口担当者に対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。
3. 本連盟は、第1項及び第2項の定め違反して、秘密を漏洩した者がいた場合、本連盟所定の規程等に従って相当な処分を課す。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 本連盟は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(結果の開示)

第9条 相談等について、必要な対応を講じた場合、本連盟は、相談者及び相談内容に係る利害関係者からの請求に応じて、その対応の内容を開示する。

2. 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

附則

1. この規程は、平成27年3月21日から施行する。
2. 改正 令和3年6月12日